

会 議 録

会議の名称	平成26年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成27年2月5日（木） 午後6時00分～午後9時09分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成26年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成26年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成27年2月5日（木）午後6時00分～午後9時09分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成26年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①社会保障・税番号制度における情報連携・利用の庁内基盤整備業務 ②データ分析・保健事業業務 ③市税滞納整理業務 ④生活困窮者の自立相談支援業務 ⑤中等度難聴児発達支援業務 ⑥聴覚障がい者災害支援ビブス給付業務 ⑦介護老人福祉施設入所業務 ⑧水痘ワクチン予防接種業務 ⑨保育施設等入所業務 ⑩土地有償譲渡届出書受付業務 ⑪小金井市市街地再開発事業補助金交付申請受付業務 ⑫借地権申告書受付業務 ⑬住民基本台帳関係業務変更届 ⑭奨学資金業務変更届 ⑮難病患者等日常生活用具給付業務廃止届 ⑯子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第19号 国勢調査コールセンター業務委託について

諮問第20号 自立相談支援機関の業務支援システムについて

諮問第21号 小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託について

諮問第22号 中等度難聴児発達支援事業電子記録簿について

諮問第23号 聴覚障がい者災害支援ビブス給付事業電子記録簿について

諮問第24号 国保データベース（KDB）システムの本人以外収集について

諮問第25号 国保データベース（KDB）システムについて

諮問第26号 国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について

諮問第27号 団体内統合宛名システムについて

諮問第28号 基幹系システム運用業務委託について

諮問第29号 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書）

諮問第30号 社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（個人住民税に関する事務 重点項目評価書）

諮問第31号 基幹系住民記録システムについて

諮問第32号 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について

諮問第33号 通知カード・個人番号カード関連事務の委任について

(4) その他

次回の日程について

4 出席者

【委員】

松行康夫	植草康仁	仮野忠男
亀山久美子	嶋田一男	白石孝
多田岳人	土屋義弘	望月皓

【市側】

河野総務部長

<企画政策課>

水落企画政策課長

今井企画政策課長補佐

<市民課>

松井市民課長

大久保市民係長

松本市民係主事

<保険年金課>

本木保険年金課長

萩野国保給付係主事

<市民税課>

内田市民税課長

鴨下市民税係長

小池市民税係主任

松島市民税係主事

<納税課>

堤納税課長補佐

佐々井納税係長

前川管理係長

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

鈴木地域福祉課副主査

高橋地域福祉係主事

<自立生活支援課>

堀池自立生活支援課長

染谷障害福祉係長

吉本自立生活支援課主査

大西相談支援係主事

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

藤井介護保険係長

薄根介護福祉課副主査

<健康課>

高橋健康課長

千葉健康係主任

高花健康課副主査

越健康係主事

<保育課>

鈴木保育課長

佐久間保育課主事

<まちづくり推進課>

高橋まちづくり推進課長補佐

永井まちづくり推進課専任主査

平野まちづくり推進課副主査

<庶務課>

中島庶務係長

松下庶務係主任

<情報システム課>

菅野情報システム課長

鈴木情報システム係長

島田情報システム係主事

<総務課>

伏見総務課長

白鳥情報公開係長

小林庶務係長

富岡庶務係主事

郷古情報公開係主任

【傍聴者】

0名

【会 長】

ただいまから平成26年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、公募委員として本審議会委員をされていた渡瀬委員につきまして事務局から報告がございます。

【総務課長】

渡瀬委員につきましては、1月下旬に一身上の都合により委員を辞任したい旨の届出がされましたので、事務局として受理いたしました。今後の関係でございますが、補欠委員の公募から決定までは一定期間かかること、委員の任期が平成27年9月30日までということもあり、就任しても実質2回の審議になりますので、欠員のままでと考えております。条例では市長が委嘱する委員13人以内との規程でありますので問題はないかと思っております。以上報告させていただきます。

【会 長】

次に、委員の欠席等につきまして、本日、篠崎委員、西口委員は都合により欠席との連絡を受けております。また、植草委員は、所用により遅れるとのことです。なお、本審議会の定足数は成立いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず「平成26年度第3回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、本日、植草委員より訂正箇所の資料を配付しておりますが、その他の訂正等がございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【総務部長】

市長は、公務により出席できませんので、代理して報告と諮問事項をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規程により個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが17件、届出変更に関するものが6件、届出廃止に関するものが3件となります。

次に、諮問事項につきまして、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく、「国保データベース（KDB）システムの本人以外収集について」、条例第14条に基づく、「自立相談支援機関の業務支援システムについて」、

「中等度難聴児発達支援事業電子記録簿について」、「聴覚障がい者災害支援ビブス給付事業電子記録簿について」、「国保データベース（KDB）システムについて」、「団体内統合宛名システムについて」、「社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書）」、「社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（個人住民税に関する事務 重点項目評価書）」、「基幹系住民記録システムについて」、条例第15条に基づく、「国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」、「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、条例第27条に基づく、「国勢調査コールセンター業務委託について」、「小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託について」、「基幹系システム運用業務委託について」、「通知カード・個人番号カード関連事務の委任について」の合計15件となっております。

細部につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【会 長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、総務部長も公務につき、ここで退席させていただきますと思います。

【会 長】

それでは審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進行したいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

【総務課長】

前回は諮問の順番を個人情報保護条例の条例順としておりましたが、今回から諮問について関係事業をまとめる形としておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始17件、廃止3件、変更6件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況については御覧のとおりでございます。2ページはその内訳で、備考欄に「諮問関連」とありま

すのは、諮問事項の説明の際に合わせて報告させていただきます。今回、届出、及び諮問事項も大変多くなっております。なるべく簡潔に説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは5ページをお開き下さい。届出番号05-52「搜索調書」でございます。納税課の案件でございます。保有届の29ページから31ページに資料をお付けしておりますので合わせて御覧下さい。

滞納市税徴収の際、滞納処分のため滞納者の物又は住居その他の場所において搜索を実施することができ、その際は調書を作成し、関係者に交付することとしております。市は今までノウハウや人員等の関係で実施しておりませんでした。昨年からは東京都主税局の指導・協力のもと試行した結果、搜索により多くの成果が得られ、市として引き続き搜索を実施する必要性ありと判断し、搜索調書の書式を届け出るものです。

個人情報内容につきましては、届出番号の個人情報内容欄を御覧下さい。また、様式類集につきましては、1ページに書式を載せてございます。

【会長】

ただいま事務局から説明がございました。本日は審議案件が多数ありますので、できるだけ時間内におさまるように進行させていただきます。

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

保存方法が文書と電磁的記録となっておりますが、文書が様式類集の搜索調書の紙で、あと何らかの形でデータ入力をされたものがもう1つあるという理解でいいですか。

【納税課長補佐】

こちらの文書のほうで作成しているだけではなくて、打ち出すに当たっての原本として、また検索のために電磁的な記録も残しているためです。

【白石委員】

要するに滞納者リストとかそのようなものがあるということですね。

【納税課長補佐】

搜索の部分で。

【白石委員】

分かりました。

【会長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次に7ページ、届出番号27-100「小金井市介護老人福祉施設入所申込書兼調査票」です。介護福祉課の案件でございます。

介護保険法及び同法施行規則の改正により、平成27年4月から指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所が原則要介護3以上の方に限定され、一方、居宅において日常生活が困難なことについてやむを得ない事由の場合の要介護1及び2の方について特例的な施設の入所が認められることとなりますが、要介護1及び2の方が施設への入所申込みした場合には施設が市に報告することと国の指針で示されたため、必要な様式を届け出るものです。

個人情報内容につきましては、届出番号の個人情報内容欄を御覧下さい。なお、様式類集につきましては、24ページから26ページに書式を載せてございます。

【会長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

24、25ページの小金井市介護老人福祉施設入所申込書兼調査票ですが、介護施設と市の両方に複写で2つ同じものが保管されるということですか。

【介護福祉課長】

こちらにつきましては、施設に提出されたもののうち、要介護1、2の方の分をコピーして市に提出していただくような形になります。

【白石委員】

分かりました。

【会長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次に8ページ、届出番号41-538「水痘ワクチン予防接種予診票」です。健康課の案件でございます。

平成26年7月に予防接種法施行令を一部改正し、平成26年10月から水痘ワクチン予防接種を開始したことから様式を届け出るものです。

個人情報内容につきましては、届出番号の個人情報内容欄を御覧下さい。なお、様式類集につきましては、27ページに書式を載せてございます。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

同じく 8 ページ、届出番号 1 5 - 5 3 「支給認定申請書兼保育施設等利用申請書」です。保育課の案件でございます。保有届の 3 2 ページに資料をお付けしておりますので、合わせて御覧下さい。

子ども・子育て支援新制度が平成 2 7 年 4 月より施行されることに伴い、保育施設等の利用手続について必要な様式を届け出るものです。

個人情報の内容につきましては、届出番号の個人情報の内容欄を御覧下さい。なお、様式類集につきましては、2 8、2 9 ページに書式を載せてございます。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

同じく 8 ページ、届出番号 4 3 - 3 7 「土地有償譲渡届出書及び受理台帳」です。まちづくり推進課の案件でございます。保有届の 3 3 ページに資料をお付けしておりますので、合わせて御覧下さい。

市街地開発事業に係る都市計画決定の告示があったとき、当該事業予定地内の土地の有償譲渡について、事業の円滑な推進を図るため、第三者に先んじて、市長等が買い取ることができる土地の先買い制度により、土地を有償譲渡しようとする者は、事前に届出書を市長等に届け出ること。また、受理台帳を整備することにより届出書に係る情報を一括して管理することから様式を届け出るものです。

個人情報の内容につきましては、保有届の 1 9 ページの別紙を御覧下さい。また、様式類集につきましては、3 0、3 1 ページに書式を載せてございます。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

個人情報保有等届出状況報告書 8 ページの保存年限が 1 年としていますが、1 9 ページの受理台帳、それから様式類集の 3 0 ページ、両方とも 1 年保存ということですか。

【まちづくり推進課専任主査】

都市計画決定後、組合設立認可後に遅延なく行われる権利変換手続開始の登記までの間で市長の先買いを考えており、組合設立認可を来年度予定していますので1年間の保存で足りると考えております。

【白石委員】

限定的なことですね。

【まちづくり推進課専任主査】

はい。

【白石委員】

通常だと1年というのは考えられないですよ。

【まちづくり推進課専任主査】

そうです。事業者が決まれば、その方が先買いをされることができますので、その間、市が対応しています。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次に9ページ、届出番号43-38「小金井市市街地再開発事業補助金交付申請書に係る添付図書一式」です。まちづくり推進課の案件でございます。保有届の34ページから36ページに資料をお付けしておりますので、御覧ください。

市は、小金井市市街地再開発事業補助金交付要綱を制定し、事業施行者等に対して補助金を交付しております。本要綱の申請書類の中の市街地再開発準備組合に施行地区となるべき区域の宅地について、所有権または借地権を有する者に係る情報を含む書類が含まれることから届出を行うものでございます。

個人情報内容につきましては、保有届20ページの別紙を御覧下さい。なお、様式類集につきましては、32ページに書式を載せてございます。

【仮野委員】

届出、諮問等に係る事業概要集を読み上げて説明していると思いますが、きちんと全部読み上げてください。かなり簡略化して読み上げているので、説明内容がよくわからなくなる。せっかく事業概要集を配付しているのに簡略化して読み上げると事業の内容を理解するのに時間がかかってしまいます。

【総務課長】

それでは、全部読み上げさせていただきます。市街地再開発事業は、不燃共同

化や防災性・安全性向上など土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備等に資することから、小金井市市街地再開発事業補助金交付要綱を制定し、事業実施者等に対して補助金を交付しております。当該申請に当たっては、本要綱の様式に定める交付申請書のほか、別途、国の要綱で定める書類の様式が必要となります。今回届出する様式は、本要綱の申請書類の中の市街地再開発準備組合に施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者に係る情報を含む書類が含まれることから届け出るものです。

【仮野委員】

よく分かりました。

【会 長】

それでは、御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

同じく9ページ、届出番号43-39「借地権申告書及び同意書」です。こちらもちづくり推進課の案件でございます。保有届の37ページに資料をお付けしておりますので御覧下さい。事業概要を読ませていただきます。

市街地再開発事業の施行者である市街地再開発組合を設立するには、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意を得る必要がありますが、このうち借地権者については借地権が登記されないのが通例であるため確認が困難です。このため、都市再開発法では、都市再開発法施行規則に規程される申告書を以って借地権者に自身が借地権者である旨を市長に対して申告させる手続を規程しています。なお、借地権者数等の確認は、市のみならず、組合を設立しようとする者（設立発起人）が都道府県知事に認可申請する際にも必要となるため、申告者には、設立発起人に対する情報提供に係る同意書も合わせて提出を依頼します。以上のことから各様式を届け出るものです。

個人情報の内容につきましては、保有届21ページの別紙を御覧下さい。また、様式類集につきましては、33、34ページに書式を載せてございます。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

様式類集の33ページを見ますと押印欄、捺印欄があるのですが、添付書類で印鑑証明と書いてあることからこれは実印を押す書類ですか。

【まちづくり推進課専任主査】

はい。そうです。

【白石委員】

合意書も同様ですか。

【まちづくり推進課専任主査】

はい。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次に11ページ、届出番号30-12「誓約書」変更届出です。こちらは庶務課の案件でございます。

市では、修学費の軽減のために奨学資金制度を実施しています。市内に住所を有する方のお子さんであって、高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、成績優秀であるにもかかわらず、経済的事情により修学が困難であると認められる方（市内に居住している必要があります。）に支給しております。現在、小金井市奨学資金支給条例施行規則に則り業務を行っていますが、今回規則の一部改正を行い、それに伴い、申請者の負担軽減のため、様式について印影を不要として誓約書の様式について印影を削除することから変更届出をするものです。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【仮野委員】

印影を削除することによって申請者の負担が軽減されるのですか。印影はあったほうがいいのではないかと思います。

【庶務課庶務係長】

印影につきましては、原則、誓約書の他に奨学資金の受給をしたいという申請書と一緒に経済状況等を把握するため昨年度の所得を証明する証明書等をそれぞれいただいておりますので、そちらをもって御本人、保護者等の確認はとれるということで印影を不要とするものです。

【仮野委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次は廃止届になります。11ページ、届出番号28-174から12ページ届出番号28-175まで、自立生活支援課の案件でございます。

難病患者等日常生活用具給付事業の内容が障害者自立支援法の事業に組み込まれたことによる廃止届です。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

12ページ、届出番号41-526、こちらも廃止届です。健康課の案件です。

3ワクチンの自己負担額返還期限の終了に伴う廃止届です。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

他の廃止届の案件もそうですが、事業終了してから5年保存で平成32年度廃棄としていますが、それまでは所管課の文書キャビネット等での保管ということですか。それとも市全体として、廃棄文書をどこかにまとめているのか具体的に教えて下さい。

【自立生活支援課長】

基本的には全体をまとめているところで保管することとなると。そのような認識です。

【白石委員】

記憶が不確かだったので、確認させていただきました。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次に諮問事項の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問書を御覧下さい。1ページ、諮問第19号「国勢調査コールセンター業務委託について」です。総務課の案件です。2ページ以降資料をお付けしておりますので御覧下さい。

平成27年10月1日を基準日とし、日本国内にふだん住んでいるすべての方（外国人を含む）及び世帯を対象として「男女の別」、「出生の年月」、「配偶の関係」、「就業状態」、「従業地または通学地」、「世帯員の数」、「住居の種類」、「住宅の建て方」などの項目を調査するものです。なお、調査の結果は、「人口速報集計」を平成28年2月、その後、年齢別人口、世帯の状況などの詳しい調査結果を平成28年10月末までに公表する予定であり、公表した調査結果については、総務省統計局のホームページのほか、都道府県立図書館などで広く閲覧可能となります。国勢調査を行うに当たり、市内に住んでいる全ての方が対象となり、訪問する調査員も700人以上になると見込まれ、調査客体及び調査員からの問い合わせ及び連絡を行うことが大量になることが予想されることから、事務を円滑に進めることを目的とし、当該業務委託を行うため諮問するものでございます。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

私は、昭和50年（1975年）以来、国勢調査の問題やあり方を抜本的に見直す社会運動を行っています。去年の秋にも総務省統計局と話し合いをした中で、今回、大正9年から始まっているこの制度の大改革を迎えることについて触れていただいたほうがよかったと思うのです。

今回の案件はコールセンター業務委託だけですが、実はその背景があって、前回5年前の調査で東京都だけ試行調査をしたインターネット回答が、今回、全国的に実施されます。それもスマートフォンでも回答できるのです。諸外国は、紙ベースとオンライン回答と同時並行するケースとオンライン回答だけ先行するケースがありますが、カナダと韓国は、その先行調査を行っていて、今30%を超えるぐらいの方がインターネット回答をされています。今回、総務省も相当悩んだらしいのですが、第3次試験調査という最終的な予備調査があり、全国で520調査区、52市区で行った結果、初回で25%のオンライン回答があり、極めて高い回答率になっています。

今回は、10月1日が国勢調査の基準日ですが、9月10日からオンライン調査が先行して行われるので、9月8日頃から調査員が担当調査区をまわり始めます。最初にインターネット回答を希望した方にその世帯のパスワードをお渡しし、そのパスワードを世帯が使ってパソコンかスマートフォンから回答する。そこで回答したものを今度は国と自治体がオンラインで繋ぎ、残りの方に調査票を配るというやり方です。

それで、調査票を配るのは調査員ですが、回収方法は紙でそのまま回収します。原則封筒に入れた密封回収です。ただし、今回は任意封入としており、お年寄りなど、書ききれない方が調査員に聞いて書くという選択肢を残して下さいと自治体からの要望なのです。ただ実際に調査員と調査客体の住民の方とのトラブルで一番多いのは、調査員の資質等によるものです。そこが1つ課題になることと、それから、返送方法、郵送でも回収できますが、今回、市区町村単位で選択することになります。具体的には、地方は郵送回収を役所として行いたくないので、調査員による回収を選択する方式になるのです。また役所に持参することも可能です。どちらにしても今回、調査方法について全面的に変わります。

私たちは、調査の中で一番多かった調査員とのトラブル、あるいは調査員にも負担になるこの制度においては改善の方向で、一応それはいいのですが、今回の委託で言いますと、国がコールセンターを作り、その機能を拡張することと、小金井市が行おうとしているコールセンターの委託は性格が違います。国は制度に対する問い合わせや苦情などをコールセンターで受けますが、小金井市の場合は、これを見るとむしろ調査員と住民の世帯の方を繋ぐようなことも入っています。ですから、電話受信が3,000件で、逆にコールセンターから電話を発信するのが2,000件という、普通考えられない多い件数になっています。ということは調査員になる人も少なくなり、複数調査区を担当したりなど、調査員選任も大変苦労があって、あるいは、本当は余り高齢の方はやらないほうがいいのですが、高齢の方がやっけてうまくいかないなど、いろいろな問題があるのです。

そのようなことが業務委託の前提としてあるので、そこを含めていろいろな意見をいただかないと提案の仕方として不十分ではないかと思います。

具体的には、本来、市職員の統計の専門家が住民の方から問い合わせを受ければいいのですが、どこの役所でも統計セクションは極めて少数で、普段は毎日大量の業務を抱えているわけではなく、国の指定統計など大きなものがいろいろな形で住宅とか事業所調査が入ってきますが、統計セクションの担当職員がそれほどいないので、小金井市もそろそろ応援体制を庁舎内で組んで、臨時に他のセクションから来てもらうか、臨時職員を採用してこの期間だけ担当してもらうことになると思います。ただ、それにしてもコールセンターに相当部分、委託業務の範囲が広いので、全国一斉にこのコールセンター委託の動きになると、業者も精度の高い業者がそろっているのかという問題もあるので、具体的な質問をすると、コールセンターを受託する業者の一定の品質の保証ができるのかどうか、場合によってはきちんとした対応ができずに、さらに住民の方とこじれてしまう等のミスが起こることも考えられるので、その辺をどこまで想定されているのかお伺い

したい。

【総務課長】

ほとんど白石委員のおっしゃられたとおりのことだと思っています。それで、市としても、当然、白石委員の懸念、あるいは不安等をいろいろ持っているところでして、コールセンターの資質というのはまさにそのとおりだと思います。したがって、この予算可決と同時にではないですけども、すぐにこのコールセンターの委託に関する照会といいますか、業者に対する問合わせに取りかからないとそれこそ質の低い業者しか残っていないということもあり得ますので、こちらについては最初に取りかかっていきたい作業だと思っています。あとは、ほぼ白石委員のおっしゃられたとおりということで答弁させていただきます。

【白石委員】

実際にもう三十何年間、この調査期間に私たち任意団体として電話相談の窓口をずっと開設してきました。数百本とか、延べにすると数千本の電話が入り、いろいろ相談に応じていますと、国勢調査そのものはいいとしても、相当そのあり方、実施方法については、やはり過去いろいろな経緯がありますので、相当慎重にされないといけないこと。それから一番大変なのは、独身の方などの単身世帯が小金井市でも相当増えていて、調査員が対面すらできないような地域状況が増えてきているので、そういった意味では調査員自身の苦労も相当高まります。それに伴って調査員、住民の方の両方がストレスを感じてしまう。例えば、本当は2回か3回で調査票を入れるところを5回も訪ねてこられて、これはもうストーカーに近いと感じてしまう住民の方もいて相当難しいのです。ですから、コールセンターに相当委託せざるを得ないという事情は分かるのですが、そこを主管課、あるいは実施本部として配慮していただかないと無用なトラブルを住民の方で起こしてしまう気がします。

【亀山委員】

このコールセンターは初めての試みですか。

【総務課長】

こちらについて委託するのは、初めてということになります。

【亀山委員】

私自身、調査員を一度経験したことがありますが、そのときは、今おっしゃったように、留守がちなところにはメモを入れておくと市に連絡があり、市から調査員に連絡がきてこの日に行ってくださいというような経験がありました。そのときは、市の方の対応でしたが、コールセンターになりますと、確かに事情がわからない方が受けて、その地域でない方が受けることも往々にあると思いますの

で、本当に答える方によって全て変わってきたりするなどの難しさも出てきますが、それでも委託をされることになるのですね。

【仮野委員】

今の関連で。コールセンターというのは旧消防署の中に置かれるわけですか。

【総務課長】

はい。

【仮野委員】

1点目は、委託を受ける人たちはどのような人たちですか。小金井市民ですか。または全然関係のない一般企業からそこに勤務して待機するということですか。

2点目は、調査員からの問い合わせもあるとのことですが、私はもう一つわからないのですが、調査員は、調査にかかる前に勉強会や指導をするのだから、先ほど、白石委員や亀山委員が言われたように調査員はプロでなければならないと思います。本来、調査員からコールセンターに問い合わせる等はあるべきではない話ではないかと考えるので、その2点について説明して下さい。

【総務課長】

1点目の市民かということですがけれども、これは委託してしまうので、その委託した業者がどのような採用をするかというところがあります。ですから、市民の方を採用される場合もあるでしょうし、別の方、専門のプロというのでしょうか、そういった方を呼ぶ場合もあるでしょうし、そこにつきましては、こだわりというのはないところでございます。

次に調査員からの問い合わせの件ですが、先ほど白石委員が言われたとおり、調査員のレベルの問題もあります。調査員からの問い合わせは、具体的なカウントはしていませんが、今まで委託ではなく市で実施しておりましたので、調査員からの問い合わせというのは相当数あったと聞いております。

【仮野委員】

分かりました。

【嶋田委員】

関連でもう一つ伺います。今、いろいろな質問があったところで、私が一番これと思ったのは、委託期間において電話受信、発信件数が3,000件、2,000件と予測されていますが、どのように予測されたのでしょうか。説明を相当しても理解が得られなくて問い合わせがあるのか、説明をしっかりとしていないことからなのですか。

【総務課庶務係長】

平成22年の実績ベースで1,683件のお問い合わせを受けております。今回仕

様書に記載している電話受信件数3,000件という数字は多少多く見積もりしている部分もありますが、期間が伸びていることから平成22年の実績ベースより多く見積もりをしているところです。

【嶋田委員】

なるべく電話受信、発信件数を減らすことが大事だと考えます。かかってこない、かけないという大原則があるので、余分に見るほど費用がかかり大変ですよ。業者も大変ですし、税金も使います。情報についてもいったりきたりしますと漏えいの危険に繋がりますので、私たちとしては、できるだけ問合わせがこない、かけなくてもいいような方法をぜひ考えていただきたいと思います。

【白石委員】

諮問書の2ページの仕様書の中の契約期間の日にちが空白になっていますが、本来、10月1日が基準日で、9月22日頃から10月8日か10日頃までが調査期間ですが、今回は先行インターネット調査が9月10日から始まって、9月8日から調査員が地域をまわり始めることが国のマニュアルで定められています。市の想定としてはその頃から、回収できなかった世帯のフォローアップ回収までを入れるつもりなのか、それともかなりコアな日程で行おうとされているのですか。

【総務課庶務係長】

期間については未定な部分もあるのですが、今、白石委員が言われたとおりの期間で、最長で見るとそこまでというのがあります。ただ、嶋田委員が言われたとおり、期間を短くし、想定件数を減らすことで支出する金額を減らすことができますので、詳細については、まだ決めかねているところでありますが、最長ということだと9月の初旬から10月の下旬までかと思います。

【白石委員】

委託期間を問わずコールセンター委託については全額国費で支出されるのですか。それとも市の支出ですか。

【総務課庶務係長】

10分の10の補助金です。

【白石委員】

いいというわけではないのですが、一応、市の支出はないのですね。

【総務課庶務係長】

ないようにいたします。

【白石委員】

今回の諮問は、コールセンター委託だけですが、国の仕様書や基本計画ですと、

郵送提出された封筒の受付・回収も国が契約した民間事業者が行うとしています。それから先行オンライン回答と郵送状況を把握する。要するに調査区ごとに50世帯が基本ですが、どこの世帯が郵送回収されたのか、オンライン回答されたのかマーキングしていくのだと思いますが、これがオンラインで一元処理になると書かれています。これについては、後日改めて諮問される可能性があるということですか。

【総務課庶務係長】

現時点ではそれらの変更について本審議会に諮問しなければいけないとの認識ではありません。

【白石委員】

郵送回収でも調査区番号、住所、世帯名、世帯主氏名が入ってくるから個人情報になりますよね。それらの情報が国と小金井市との間においてオンラインでつながるとなると諮問事項という気がしたのですが。おそらくこれは法律で定められているものではなく、国勢調査実施令、政令、省令で定められてくるものだと思いますが、政令、省令でも一応定められれば諮問しなくてもかまわないのかわかりませんが、本審議会に諮問する事項としていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

【総務課長】

まだ具体的な時点ではないので、後ほど確認させていただきまして、諮問事項ということであれば当然本審議会に諮問させていただきます。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

諮問書の5ページ、諮問第20号「自立相談支援機関の業務支援システムについて」及び8ページ、諮問第21号「小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託について」です。関連しておりますので一括して説明いたします。地域福祉課の案件でございます。11ページから資料をお付けしておりますので御覧下さい。

平成25年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立しました。本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものです。実際には、福祉事務所設置自治体が直営又は委託により実施し、生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握、②

ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定、③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行います。以上の事業を実施するに当たり、申請書等の様式を新たに保有するための届出、本事業を業務委託するために委託の諮問をいたします。個人情報内容につきましては、保有届の15、16ページの別紙を御覧下さい。それから様式類集につきましては、2ページから13ページを御参照下さい。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

このいろいろなシートは基本的に手書きするのですよね。それで、様式類集の7ページの支援経過記録シートに入力用、出力用とありますが、どこの部分をコンピューターに入力してどこの部分は紙ベースで残るのか、その区分けを説明して下さい。

【地域福祉課副主査】

ソフトウェアにつきましては3月下旬に市に配付されることになっております。現時点では手元にありませんので、お答えすることができかねます。

【白石委員】

このシステムは小金井市単独ではなく国の厚生労働省仕様なのですか。

【地域福祉課副主査】

そうです。

【白石委員】

分かりました。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

次に15ページ、諮問第22号「中等度難聴児発達支援事業電子記録簿について」です。自立生活支援課の案件でございます。18ページから資料をお付けしておりますので御覧下さい。

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、難聴児の健全な発達を支援することを目的と

して実施します。事業実施に当たり新たに申請様式等を保有することから届出をいたします。

こちらは保有届の17、18ページの別紙に個人情報の内容が入っております。それから様式類集につきましては、14ページから21ページに書式を載せてございます。

【会長】

御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

【総務課長】

続きまして21ページ、諮問第23号「聴覚障がい者災害支援ビブス給付事業電子記録簿について」です。自立生活支援課の案件でございます。23ページに資料をお付けしておりますので御覧下さい。

聴覚障害のある人は、災害時において周囲にその存在が分かりにくいこと、また、存在がわかってもコミュニケーションが取りづらいことにより、正確な情報を迅速に得ることができにくい状況です。このため、災害時のコミュニケーションに関する障壁をなくすこと、及び聴覚障がいについての理解促進を図ることを目的に本事業を実施するものです。事業実施に当たり、新たに申請様式等を保有することから届出をいたします。

個人情報の内容につきましては、保有届の7ページの内容欄を御覧下さい。それから様式類集につきましては、22ページから23ページを御参照下さい。

【会長】

御意見、御質問ございますか。

【仮野委員】

ビブスとは何ですか。

【障害福祉係長】

ビブスは、ゼッケンのようなベストタイプのものでございます。一般的に分かりやすいのは、運動会で使用する番号が付いているようなゼッケンのベスト型のものを想定していただければと思います。今回はそこに聴覚障がい者や手話などと書いたものを用意して配付したいと考えております。

【仮野委員】

ビブスとは何語ですか。英語ですか。

【障害福祉係長】

総称なのですが。申し訳ありません。

【仮野委員】

分かりやすくいうと、例えばサッカーのチーム練習で付けるものですか。

【障害福祉係長】

そうです。

【仮野委員】

分かりました。

【亀山委員】

私もわからなくて、インターネットで調べたら小平市のことが出てきて、今、いろいろとそのようなものを配付することになっているとわかったのですが、これは聴覚障がい者が申し出をして配付しますということですか。

【障害福祉係長】

今回のケースは、申請書を頂戴して、その方が身体障害者手帳の聴覚障がい者であることを確認させていただくことが必要です。また、小金井市の手話通訳者として登録されている方に貸与したいと考えておりますので、申請方式をとらせていただきます。

【亀山委員】

申請をされなかった方についてはどうなさるのですか。例えば災害時にどこかに保管してあるものを配布等するのですか。

【障害福祉係長】

作成した枚数について配付後、余りが生じたものに関しましては、市内の防災倉庫などに保管をいたしまして、災害時に避難所等で御利用いただくようにしたいと考えております。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、本件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

諮問書24ページ、諮問第24号「国保データベース（KDB）システムの本人以外収集について」、26ページ、諮問第25号「国保データベース（KDB）システムについて」及び29ページ、諮問第26号「国保データベース（KDB）システムの国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」です。関連しておりますので3件一括して説明いたします。保険年金課、介護福祉課、健康課の案件です。システムネットワークの概要図を36ページにお付けしておりますので御覧下さい。

現在、国民健康保険団体連合会に集約される医療データ、健診・保健指導データ、介護データは個別に管理されている。これらのデータを一元的に管理し、突合等を行うことで各データの分析を行い、課題の把握や保健事業の充実に活用するためのシステムが国保データベース（KDB）システムである。

国民健康保険制度では、被保険者が医療機関で受診した場合、医療機関窓口で本人が自己負担分を支払い、費用額と本人負担の差額が診療報酬として保険者に請求されるが、この診療報酬明細書の電子化が進んだことにより、保険者に医療情報が電子データとして蓄積されるようになった。また、平成20年度より保険者に実施が義務づけられた特定健康診査・特定保健指導の結果も蓄積されており、これらの情報に介護保険データを加え、各データの分析用システムとして国民健康保険中央会により開発がなされた当該システムは、平成26年10月より稼働しているところである。

本市においても、「国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針」の一部が改正され、保有しているデータの活用やデータヘルス計画の策定が求められるなか、現状の把握及びその原因、それらの対策の可能性について把握し、関係各課で情報の共有を図り、効果的、効率的な保健事業等を実施することを目的とし、当該システムを導入することとしたため届出を行うものでございます。

保有届にお戻りいただいて、保有届の4ページ、5ページ及び14ページも合わせて御覧下さい。

【会 長】

御意見、御質問ございますか。

【白石委員】

事前に目をとおしましたが、あまりにも分かりにくく、何がどうなっているのか読みましたら、最初はビッグデータを統計情報として使うのかと思ったら、それだけではなくて、諮問書の35ページの図を見ると、1が地域の状況を把握しますと、それを健診情報と医療情報、具体的にはレセプト、薬の処方、それから別の性格ですが介護事業、それらを活用して地域の事情、特性等を把握しますとあります。それらを統計処理、統計情報を使うことは分かりますが、3の重点課題への対策で、選択された疾病への重点的な保健事業の実施とあり、対象者を選択し、保健指導を実施することが記載されているので、市民個人、国民健康保険や介護保険に加入されている個人への保健指導等、何らかの予防指導等までつながっていくと考えられますが、もう少し、国民健康保険の総合データベースシステムが何を目指しているのか、分かりやすく担当者に説明していただきたい。

【保険年金課長】

白石委員が言われたように、このようなP D C Aサイクルを回す中で活動を起こすわけですが、総務課長が説明しましたように、これまで診療報酬（レセプト）の請求が電子化されたことによりまして、診療報酬、介護報酬、特定健診も電子データとして蓄積されており、それを集約している国民健康保険団体連合会には貴重なデータとして膨大に山積しているところでございます。国の方針にもございますけれども、これらのデータを分析等活用し、地域特性に合わせた施策を行うことで、社会保障費、医療費、介護費の増加を抑制する施策を検討しなさいというのがまず1つございます。先ほどデータヘルス計画がございましたけれども、国においてもデータヘルス計画を各医療保険者、いわゆる会社の健康保険もそうですけれども、国保も含めて全ての医療保険者に対して医療費の削減に努めようということがございます。

今回、国保データベース（K D B）システムを国民健康保険中央会が開発いたしましたので、各都道府県の国民健康保険団体連合会にこのシステムがサーバーとしてあるわけですが、そちらを用いましてまず分析が行われます。まだ分析をしていないので結果は分かりませんが、例えば、ある市では糖尿病の方々が非常に多い、高血圧の方々が非常に多いということになりますと、これらの方々の病状が悪化し入院、人工透析が必要ということにつながり非常に膨大な医療費がかかります。これらの悪化を防ぐために、例えば、特定健診でメタボリックシンドロームのリスクが高い方、他団体よりも糖尿病や高血圧などのリスクが高いというような傾向があるなどが判明したならば、それは重点的に対策を講じなければならないということになります。それがまず情報の分析、統計の一つの利用でございませぬ。

次に対策の実施でございませぬ。この国保データベース（K D B）システムは個人ごとにデータが蓄積されてございませぬので、先ほど申し上げた、例えば糖尿病のような血糖が高いですとか血圧が高いですなど、このような対象者の方々というのは個人ごとにピックアップすることができます。それらの方々を市区町村ごとの特性に合わせて、どのような効果・対策が講じられるのかということが、これは疾病によっては対策が講じられないものもあるかもしれません。ただ、対策が講じられるもの、市の健康課には保健師がおりますので、課を超えて連絡・連携を密にすることにより、そのような対象者の方々に講じられる策を考える、あるいは全国的に効果的な方法が手法としてあればそのような手法の検討をするということを考えてございませぬ、このシステムにつきましては、統計情報のみならず、そのような対象者のリストアップもできるという形で事業を予定している

ところでございます。

それらをPDC Aサイクルに回すわけですけれども、例えば事業の実施の効果があつたかどうか検証しながら、毎年度毎年度という形でより予防、保健事業という形を充実させていくべきものだということで、非常に有効なツールとして国民健康保険中央会で開発をされたもので、こちらをぜひとも使わせていただきたいという次第でございます。

【白石委員】

厚生労働省などの発想としては十分わかるのですが、個人情報としてのデータが集積されていくわけです。それも最も機微性の高い、人に知られたくない情報。例えば病気をしましたとか診察、治療をしましたなどの他人に知られたくない情報も全部入るわけです。それがマスデータでなく、まさに個人情報としてつながっていくことだとすると、これは小金井市だけの問題ではないけれども、この扱いは相当慎重にしないと、ある意味ではプライバシー侵害などのハイリスクを抱えながらこの事業を実施するとしたら、事業の妥当性や成果が出るということがないと、バランスからしても相当にいろいろ問題があると私は感じました。小金井市としてどこまで情報漏えい等の問題を単独でできるかどうかは分かりませんが、地域特性や統計情報として出すのは十分わかりますが、それ以上に踏み込んでいるところについては、もう少し具体的なもの、システム的にはファイアウォールをかけるとか暗号化するということが、それは世界のどこであっても破られているものであって、これが本当に悪意を持った人たちが欲しいという情報であれば簡単に破られてしまうのです。アメリカの中央軍まで情報をとられていますし、日本の各省庁は全部乗っ取られているのです。セキュリティについて、これは会長が一番ご存じの分野ですけれども、セキュリティに100%安全性ということはないわけであり、そのような意味で言うと、このデータを使うことについてはもう少し説得性のある御説明、あるいはリスク対策をしていただくべき課題と思うのです。案件そのものには反対しませんが、これは相当な問題だと思っています。

【会 長】

白石委員に非常に貴重な御意見を伺いまして、非常に客観的な立場で納得できる御主張であつたかと思うのです。これを今日この場で短時間に解決が到底出るわけではないので、担当課におかれましては、そのような貴重な御意見があつたということを受けとめていただき、本事業の展開を慎重かつ有効的に行っていただくということを会長としてもお願いしたいと思ひます。

【亀山委員】

素朴な疑問ですが、例えば私が病気をしています。それを自分が納得してこのデータを差し上げているということでしょうか。それとも知らず知らずに、病気をしたなどの情報がデータとして自然に集約されていくということでしょうか。

【保険年金課長】

医療機関で診察された結果は、各保険者へ診療報酬の請求ということになりますので、そのデータは、御本人の同意を得ることなく、請求の内容が各保険者にも届いているものでございます。これは電子化される以前からも、紙ベースで届いているものでございましたが、蓄積されたデータをこのような形で利用させていただくというのは、当然御存知ないわけです。ただ、お一人お一人、全ての人にお伝えすることは非常に困難でございますので、本審議会に諮問させていただいたということでございます。

【会 長】

亀山委員、よろしいですか。

【亀山委員】

よろしいですかと言われても、よろしくないような気はするのですが。

今はビッグデータとしていろいろなものを全て活用しようという動きがあるのですが、これで本当にいいのかどうかは、気持ちの悪い思いはあります。

【仮野委員】

Plan、Do、Check、Actionのチェックのところ、ここが気になるのです。35ページの表を見ながら質問しているのですが、重点課題への対策のところに対象者を選択し、保健指導を実施しとありますが、これは国保データベース（KDB）というシステムで、国単位で対象者が選別されるということですか。私も最近特定健診を受けて、医者から指導等を受けましたが、これは個人レベルでやる話ではないですか。つまり、これだと国が対象者を選別し、保健指導を実施する。これは、対象者全員を選定するのですか、それとも一部分だけですか。このようなシステムが密かに動いて国が国民の疾病を管理し、一部分だけでも選び出して保健指導することに懸念を感じます。これは個人にかかわるところが大きい問題だと思うのですが、説明をお願いします。

【保険年金課長】

これは国民健康保険の保険者ということで、小金井市の中だけでの情報としていただいております。ですので、国が個別に対象者を把握することはありません。小金井市の情報はあくまで小金井市しか見ることはできませんし、集計や対象者をリストアップするなどそのようなことについても小金井市の中において

しかできないこととございます。御懸念の国で対象者を全て選別するというようなことではありません。

例えば血圧の高い方がいらっしゃるとか、血糖が高いですとか、そのような複合的なリスクが高まっている場合、我々は医療機関ではないので治療はできないのですけれども、その予防のために例えばお医者さんに診察を受けられたらどうですかとか、あるいはそのような予防のための知識を得るために教室などに御参加いただけませんかというような御案内をする役割が我々にはあると感じてございます。少しでもリスクのある方、全てに御案内をすることはできませんが、リスクが高いと感じられる人に御案内を差し上げて、御参加の御承諾ができれば御参加していただいて、御健康でいる期間をより長くして欲しいというものでございます。

これらのことにつきましては、先般国民健康保険の運営協議会が別途開催されたのですが、市民の代表の方、それから医療機関の代表の方、それから公益を代表する方々など、皆様から今後、医療費を抑制・削減するために予防医学に力を入れる。それから、このようなレセプトデータ等を活用して、市民の方にターゲットを絞って保健事業を行う。それから健康課、保健師と連携して市民の健康維持のために対策を講じるというよう御意見を書面にていただいております。当然、医療費が非常に増える中で、市としても限られた予算しかございませんので、その限られた予算を有効に使うためにこのような対象者を選定させていただいて、リスクの高い方に御案内を行いたいという趣旨でございます。

【仮野委員】

予防をするのは大事なことなので、それ自体私は否定しているわけではないのですが、今、説明の中でこのデータは小金井市内だけで使うのだと言いましたが、国レベルの公益社団法人国民健康保険中央会に小金井市民のデータも当然いくのでしょうか。つまり国レベル、小金井市にとどまらず、小金井市の国民健康保険受給者、あるいは診療を受けた人のデータは全て国民健康保険中央会に集まることを心配しているのです。単に小金井市だけで仕切るわけにはいかないのではないかとというのが私の考えです。

【保険年金課長】

申し訳ございません。説明が不足しておりました。資料の36ページを御覧ください。一番左に保険者、我々がございます。中央に国民健康保険団体連合会が都道府県にそれぞれ設置されるところで、ここに診療報酬等の医療機関からの請求が集まり電子化しているわけとございます。国民健康保険中央会にも仮野委員が言われたようにデータが送られるのですが、ここでは個人データ、名前、被保

険者の番号などは送しません。ここでは二重の暗号化をいたしまして、その暗号を解く鍵は国民健康保険中央会には送らないような仕組みになってございます。ですから国民健康保険中央会には、いわゆる統計のための状況というのは分かるわけなのですが、個人を特定する情報というのは一切いかない形になってございます。国民健康保険中央会でも、いわゆる日本全国の平均などのいろいろな統計を行っていますので、そのような処理をした後に各都道府県の国民健康保険団体連合会に返すことになるのですが、その際に各都道府県の国民健康保険団体連合会で暗号鍵の解除を行って、保険者の市区町村に返します。

このようなことでございますので、国では個人データはもちません。国といたしますか国民健康保険中央会では個人データは持たないということでございます。

【白石委員】

これは1市だけの問題ではないから、私たちがだめと言ってもそれはだめにならないので、懸念を表明することにしかならないのです。ただし、これだけの個々の機微情報を扱うことは、市民感覚からすると、医療費の抑制などでいえば、むしろ健診を受けない人のほうがはるかにハイリスクを持っているわけです。そのような人や、あるいは必要以上に毎日お医者さんへ行く方など、それからお医者さんからすれば、本当は必要ないのに健診漬けにして医療機関が懐に収入を入れてしまう、そちらを是正してもらう方が市民感覚としては大きいと思うのです。私たちは、個人情報保護の審議会ですから、その市民感覚をなしにしても、これだけの機微情報が小金井市の中だけで個人が特定されて、幾つかの窓口で見られてしまう、PDFで帳票として打ち出されてしまうことについては、ある程度不安が残らざるを得ないことは申し上げておきます。

【会 長】

この案件、国全体の統合システムと小金井市という地域社会の個人情報で最もセンシティブな項目を含む情報に対する担当行政の対応業務との関連の問題点ということについて、それぞれの委員の御意見からある程度集約できていると判断します。ですから、そのような審議会内での審議を通じて貴重な意見集約があったということをして市並びに担当部局において認識していただいて、運用には最大限の注意を払っていただければと思います。

【白石委員】

先ほど亀山委員が質問された本人通知は不可能ですということについては、諮問書の24ページに対象者が「多数であり、個別に通知することが現実的でないため。」とありますが、全員に通知することは無理としても、例えば診療機関で診察するときや、あるいは特定健診を受けるとき等の機会にこのような制度、シ

システムを新しく始めましたという告知くらいはできますよね。その辺はどうなのですか。

【保険年金課長】

今、白石委員の言われたように、特定健診等の御案内を送付させていただいておりますので、そちらに一文を加えるような工夫を検討させていただきたいと思っております。

【白石委員】

他の市より小金井市は、そういうところまできちんと配慮しているだけでも違うと思います。

【亀山委員】

例えば私のところに、あなたはこうですので、このような講座を受けて下さいという通知が届いたら、何故このような通知が届くのかと驚いてしまいます。小金井市の中で活用されるというお話ですが、ある程度このような事柄があることを知っておきたいと思いました。このように活用することで、予防、健康のために市や国は考えているということはとてもありがたいことなのですが。

【多田委員】

最後に、37ページの用語がよくわからないのですが、この情報とかファイルの復号化というのはどのような意味なのですか。暗号化は分かるのですが、復号化とはどのような意味ですか。

【保険年金課長】

暗号というのは先ほど申し上げた説明でございます。医療情報、レセプト情報、診療の情報、介護情報、特定健診の情報、それぞれでございます。それらをクロス的にかけていくような分析等もいたしますので、そのような意味の復号化という趣旨があり、情報が複合されたものが暗号化されておりますので、そのようなものをここにおいて解除するということかと理解しております。

【会 長】

大変議論が白熱いたしました。それだけ市民、住民の個人にかかわる情報の保護という点から、市民の代表としての委員の皆様の御意見が出されたことを会長としても認識し、本案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

諮問書38ページ、諮問第27号「団体内統合宛名システムについて」、40ページ、諮問第28号「基幹系システム運用業務委託について」です。2点関連しておりますので、2件一括して説明いたします。情報システム課の案件です。

42ページから資料をお付けしておりますので御覧下さい。

社会保障・税番号制度の施行に伴い、情報提供ネットワークシステム（コアシステム）、インターフェースシステム、中間サーバー等の接続については、強固なセキュリティを有するLGWANにより行われる。また、中間サーバーには個人番号や基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）を記録せず、情報提供には自治体ごとに別途割り振られる符号を用いるなど、国の責任において厳格な技術的セキュリティ対策が講じられている。

本市においても番号制度の対応として、現状のセキュリティ対策を維持しつつ、新たな対策を盛り込んで基幹系システムなどの情報システムを改修する。具体的には、中間サーバーへの接続には新設する団体内統合宛名システムを経由することとし、経路の一本化を図る。また、個人番号を各システムで個々に保有せず、団体内統合宛名システムでのみ一元管理することで、個人番号の保有を各システムに分散させるリスクを軽減する。番号制度によらない既存の庁内各システム間での情報連携については、元々基幹系システムが備えている連携基盤をそのまま生かし、団体内統合宛名システムとは切り離して運用することにより、個人番号の無用の拡散を抑止する。番号制度による情報連携では、団体内統合宛名システムが介在することになるが、基幹系システムと同様のセキュリティ対策を適用して運用・操作する。これらを実現するための新たなシステムについて届出をするものでございます。

こちらについては保有届の4ページ、13ページの別紙も合わせて御参照下さい。詳細については担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

【情報システム課長】

ただいま総務課長から本件の案件及び社会保障・税番号制度について説明いただきましたが、私からもシステム連携等を含めた簡単な説明をさせていただきたいと思っております。

まず、42ページからです。これは内閣官房が示しておりますマイナンバーの概要の資料でございます。こちらに基づきますが、今回の番号連携の団体内統合宛名システムにつきましては45ページの上段です、こちらの6番のところがございます。また本市の団体内統合宛名システム自体の資料につきましては57ページでございます。合わせて説明をさせていただきたいと思っております。

それではまず、先ほどの総務課長の説明にもございましたけれども、番号制度につきまして簡単に説明をさせていただきます。本番号制度につきましては、平成25年5月の参議院におきまして、「行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法が成立されました。本法の趣旨でございますけれども、個人番号制度とは、複数の行政機関が存在している個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、主に社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、住民にとって利便性が高く公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）に資することとしており、社会保障、税及び災害対策の各分野において番号制度を導入することとしております。言いかえますと、今申し上げた社会保障、税及び災害対策以外のものには個人番号は使えないということでございます。

主な内容といたしまして1つ目に、今申し上げましたが個人番号の付番がございます。これは、悉皆性、唯一無二性、視認性、そうしたものに基づいて最新の基本4情報、これは住所、氏名、生年月日、それから性別です。これと関連づけられている新たな個人番号を付番するということになってございます。

2つ目といたしまして情報連携がございます。複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けまして相互に活用する仕組みを構築するということでございます。

そして3つ目に本人確認です。個人が自分が自分であることを証明するための仕組み。個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組みづくり。このような3点がこの方針として上げられているところでございます。

では、番号制度が導入されることによりますメリットでございます。まず利用者側、市民の皆様側になりますけれども、社会保障、税にかかわる行政手続きにおきます添付書類の削減や、今後マイ・ポータルというサイトができますけれども、こちらのお知らせサービス等による国民の利便性の向上、一方行政側におきましては、行政を効率化して、人員ですとか財源を国民サービスに振り向けること、そして所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設定できるなど、こういったものが上げられているところでございます。

続きまして今回諮問させていただいておりますが、本番号制度に対します団体内統合宛名システムを含みます情報連携について説明をいたします。

本市では現在、市の業務の中核でございます住民記録システムをベースとした基幹系システムを中心に本制度に対応すべく改修をしているところでございます。情報連携のイメージにつきましては、先ほど申し上げましたが、45ページの上段のところがございますこの6番、番号制度における情報連携の概要というところで説明させていただいたほうが分かりやすいかと思っております。簡単に説明いたしますと、例えば本市から他市へ照会をするなどの照会業務があった場合、個人番号を利用した照会を行わず、各自治体で用意する個人番号に代わります番

号で情報連携をすることとなります。これを団体内統合宛名番号と申します。図面でいきますとこちらの今右端のところ、こちらの既存システム、読みづらいいと思います、こちらの中に既存システムと今回諮問いたします団体内統合宛名システムというものが入ります。こちらを拡大したものが資料の57ページ、こちらを御覧いただければと思います。こちらが今、私ども基幹系システムのイメージ、それから団体内統合宛名システム、この関連のあるところがございます。各基幹系システムがそれぞれのシステムで宛名情報というものを有してございます。こちらでいきますと左側の住基システムですとか宛名情報管理システム、業務システムというところがございます。こちらにそれぞれの宛名情報がございます。それぞれのシステムで宛名情報を有しているものを団体内統合宛名システムというものに紐付けをしまして団体内統合宛名番号というものに置きかえます。そしてこれを今後情報連携で使うのですが、システムによってはそれぞれの各業務システムの中に個人番号を持たせることも実は可能でございます。ただ、本市の場合は、こちらを持たせることによる情報漏えいなどのリスクを軽減する必要があるということでベンダー等とも調整いたしまして、住民記録システム以外のシステムでは個人番号を保有しないということにいたしまして、団体内統合宛名システムのみでの一元管理とすることといたしております。こちらからこの右の隣、左のところがございますが、中間サーバーという国連携、これは国が管理するものなのですが、こちらを通して情報の連携をされているということです。また、先ほど45ページの図にお戻りいただきますと、今申し上げたのは、この既存システムから、今度は国が管理していきます中間サーバーですとか、あとこちらの情報提供ネットワークシステム、このようなものを通じて照会先の自治体に届くようなイメージになってございます。

なお、次の連携先であります中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構がハード面を、総務省がソフト面を整備することとなっております。また、今申し上げましたその先の情報提供ネットワークシステムでございますが、こちらは特定個人情報保護委員会というものが設立され、こちらで管理がされることとなります。以上がシステムの連携の流れでございます。

では続きましてスケジュールでございますが、資料の54ページの下段、こちらの図面です。まず本年10月に個人番号が国民一人一人に通知されることとなっております。そして来年、平成28年1月に現在の住民基本台帳カードに代わります個人番号カードが交付されます。さらに平成29年1月から国の機関間でも連携が開始され、そして個人の番号がどのように利用されたか確認ができますマイ・ポータルの運用が開始されます。さらに同年の7月から地方自治体間で

も連携が開始となりまして、ここで初めて制度の完成というところでございます。したがって、先ほど説明いたしました行政間同士のシステム連携につきましては再来年までは行われたいということとなっております。

団体内統合宛名に関しますことにつきましては、簡単でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】

ただいま番号法のスタートラインになる部分を担当課から説明がございました。御意見、御質問ございますか。

【仮野委員】

とりあえず今は諮問第27号、28号ですね。

【会 長】

そうです。第27号と28号を一体的に説明があったということでございます。並びに個人情報保有等届出状況の報告についての「①社会保障・税番号制度における情報連携・利用の庁内基盤整備業務」についても合わせて説明があったわけでございます。

【白石委員】

諮問の仕方がテクニカルなところからの諮問なので、これだけを審議して下さいということであればそれなのですけれども、この制度自体がほとんどの委員の皆さんが、基礎的な問題も含めて御理解いただくのは相当大変なのです。そこが理解できないで、いきなり団体内統合宛名システム、これに近い、符号で情報連携するのは、世界でもオーストリアぐらいしか採用していないので、いきなりこの案件を出されても多分わからないという気がします。

何故このようになったかということ、住民基本台帳ネットワークシステムのときに、憲法違反だということで全国に訴訟が起り、最高裁判決が出ました。一応、住民基本台帳ネットワークシステムは合法、合憲ですが、それは巨大なデータベースがないなど、情報連携で見える番号がないから大丈夫という限定付きの最高裁判決だったのです。それをクリアするためには、新しくつくる個人番号そのもので連携してしまうと確実に最高裁判決にも抵触するから、この複雑なシステムが政府の中の情報連携グループにおいていくつかの案が出た中で最終なものです。そのプロセスがわからないと、これだけ審議してくださいと言われても、多分私も含めて技術的なことは特に私たちはわからないですから、何とも答えようがないというところでは。

【亀山委員】

小金井市独自でどのような対策をされているのでしょうか。先ほど、住民記録

システムを記号化しないということが小金井市独自のものという説明だったような気がしたのですが。

【会 長】

番号法が施行されることによって、住民基本台帳ネットワークシステムは一応前提の制度としてはあり得たから、影響はないというのは全くうそだと思うのです。ただし、抜本的に番号法を基本法にして関連法を整備し、それに見合う制度機構と機械システムをつくり上げるというお話であります。しかし根本は、その番号を付与するところからの根本の検討から含めて白石委員の御意見は、非常に総括的な問題提起が御意見の中に含まれていたわけです。

【白石委員】

誤解されるといけないので申し上げますが、これは法律が通って、施行令、政令、省令も基本の部分は公布をされて実施段階です。なおかつ住民基本台帳ネットワークのときは、市区町村長の固有の事務である自治事務が、今回は国の事務の法定受託事務として、市区町村長はある意味では国の言いなりにしかできない中での審議会ですから、制度の根幹がいい悪いという論議をするつもりはありませんが、小金井市のレベルでこれが個人情報保護にとってどのような影響があるのかはきちんと審議をしたい。

この団体内統合宛名システムよりは、例えば、国がすごく強調しているのは、小金井市で独自利用を拡大しなさいと言っているわけです。例えば、印鑑登録カードにも導入しなさい、それから図書館カード、地域の商店街の買い物ポイントカードなど幾つもの事例を出してきて、ある経済日刊紙などでは、運転免許証と連動させなさい、銀行のATMカードと抱き合わせなさいということは、政府筋ではそのような検討がされていると報道されています。ある意味では誤った報道ですが、そのようなことまで言い出しているのです。そうすると、システムとかセキュリティの問題ではなく、この番号制度自体はどう拡張していくのかが、市民にとってプラスなのかマイナスなのかということになるのです。これは議会で条例を制定しないといわゆる上乘せ、横出しの利用はできませんから、議会での審議の範疇になるのかもしれませんが、そのスタートに当たり、私たちとしても拡張性がある番号制度だということで、それなりに慎重に意見は申し上げたいという意味です。ここで私個人も改めて別に反対で手を挙げるということではありません。

【仮野委員】

先ほどの説明に関連して確認ですが、諮問書の57ページの団体内統合宛名システムの説明をされたときに、団体内統合宛名システムは、小金井市はこれだけ

は受けるけれども、他のことは行わないと言われましたね。

【情報システム課長】

いや、そのようなことではないです。

【仮野委員】

私の聞き間違いかもしれませんが、小金井市独自に何かをしようとしたという説明があったと思いますが、それはどのようなことですか。

【情報システム課長】

私の説明が複数のページに飛んだものですから、説明が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

まず、仮野委員からの御質問の部分、私のお答えが分かりづらかったと思います。申し訳ございません。本市の対応としましては、今、こちらの図面でいいますとこの部分、こちらが現在基幹系システムという形で通常の業務に使っているところがございます。このシステムに番号連携・情報連携する際、国、地方公共団体情報システム機構が用意する中間サーバーと連携をすることとなります。ただ、それぞれから行うことも可能なのですけれども、ほとんどの団体がそうなのですが、この団体内統合宛名システムで番号を一元管理するような形をとってございます。ですから、今の既存システムに1つ新しいシステムが載るという形です。

小金井市が他と違うというのは何かということを先ほど私が申し上げたのは、この個人番号につきましてはこの各業務システムにも付与することができるのですが、ただ、それを行いますと情報漏えいが起きた場合に個人番号の取扱いは非常に厳しいものですので、リスクが大きくなるということから、私どもが今利用しているベンダーでは、各業務システムには個人番号を持たせません、ただ、団体内統合宛名システムの中で個人番号と、各業務の宛名情報、これらを統合した形で団体内宛名番号と全く違う番号に変えて、中間サーバーと情報連携をさせるということでございます。ですので、先ほどございましたけれども、市が他と違うところとか対策という部分で申し上げますと、まさしくこの個人番号を各業務システムを持たせないということが違うということです。当然これは、同じベンダーを使っているところも同様に個人番号は各業務には持たせないというような形をとってございます。

それから、白石委員からもございました今後の市の見解、どのようなことを独自利用するのかについてです。これは私がお答えするべきかどうかということはあるのですが、正直なところを申しますと、現段階では、まだ何を独自利用するということは決まってはございません。まず今年度につきましては、この情報連

携前のシステムの改修、こちらを中心とすること、それから後ほど出てまいりますけれども、特定個人情報の関係、こちらを整理する、この2点がまず重きになってございます。したがって、今後どのように利活用していくのか、市民の方の利便性を高めるのかということにつきましては、これからの検討という状況になってございます。現段階で1つ、小金井市ではコンビニエンスストアにおきまして住民票並びに印鑑登録証明書の発行ができてございます。こちらについては住民基本台帳カードを使っての利用となっておりますけれども、今後は個人番号カードを用いての利活用ということで継続していきたいというところまでは決まっているところでございます。

【仮野委員】

今、個人番号についてはリスクがあるので小金井市は外したという説明がありました。その理由は何ですか。それから他の自治体でも同じような取り組みをしているのでしょうか。つまり逆に言うと、小金井市だけがそれを行っても問題は起きないのですか。

【情報システム課長】

システムのなところでございますので、各業務システムに個人番号を持つてはいけないということにはなってございません。別に持つても構わないのです。ただ、先ほど私が申し上げましたとおり、1つ1つのシステムに個人番号を付与する必要性はないというのが私どものベンダーの考えでございますので、これに基づいて私どもも開発を依頼しているところでございます。ですから、同じベンダーを利用している団体は当然のごとく各業務システムには個人番号は入れてございません。ただ、違うベンダーによっては個人番号を持たせていることもあろうかと思いますが、それがどの程度あるかということについては、申し訳ございません、私は把握してございません。

【仮野委員】

再度の質問ですが、団体によって違いが出ることについて、国からおかしいと指摘される等の問題にはならないわけですね。

【情報システム課長】

ありません。

【白石委員】

番号法の大原則は、住民登録があり住民票コードがついている全ての日本人と在留外国人には、新たな個人番号を基本原則は生涯不変で付与・付番しますということです。その番号と本人確認性のある何らかのカード、国は新たな個人番号カードを任意で交付したいと言っていますが、その2つをもって当面利用する分

野である税と社会保障、それから災害の分野では必ず個人番号の告知と本人確認をしなさいということになっているので、本日出席していただいている各事業課、住民税の課、それから国民健康保険、介護保険、生活保護、福祉事務所など、それらの現場では少なくとも紙の帳票類、様式類には個人番号を書きますよね。それとこのシステムとの関係がわからないので、そこをもう少し説明して下さい。

各事業課、要するに住民基本台帳の基幹系だけ個人番号を持ちますが、あとは団体内統合宛名システムという、宛名番号というもので連携していきますということですが、所管課には少なくとも紙ベースでは個人番号の確認の書類は残っているのに何故システム上で消してしまうのか意味がよくわからないのですが。

【情報システム課長】

白石委員の言われているとおりでございます。今後、紙ベースで別表第1、第2の事務につきましては個人番号を使わなければいけない、申請書に書かなければいけないということでございます。

今回の団体内統合宛名システムは、いわゆるコンピューターシステムでございます。業務として使っているものです。紙ベースでは確かに個人番号が書かれるかもしれませんが、システム上で、その人の御名前、もしくは生年月日を入力等すれば当然出てまいります。ただ、先ほどから申し上げているとおり、コンピューターシステムとして、各業務システムに個人番号を保有する必要性が本当にあるのだろうかというところが1つあるのだと思うのです。それは、基本的に私どもは考えたくはないですけども、情報漏えいというのはどの場面でもリスクはありますので、そういった観点から今回、基幹系ベンダーから、個人番号を持たせないほうがいいでしょうということで、変な言い方ですけども、我々が要望したという形ではなく、基幹系ベンダーの意図として個々の業務のシステムには持たせませんという作りになったものでございます。私どもとしても、そこについて説明会などに参加しても、確かに必要性はなく、そのようなリスクが軽減されるのであれば、団体内統合宛名システムで統合して、新しい番号を付番し、中間サーバーに連携させたほうがいいだろうということから鑑みてこのように判断したという認識でございます。

【白石委員】

今回の法律で新たに個人情報とは別に特定個人情報という用語が生み出されましたよね。これは個人番号を含めたものが特定個人情報で、これについては法律、政令で厳密に管理をする。それで、国にわずか7人、7人のうち3人が常勤で4人が非常勤の体制が何で特定個人情報保護委員会か分かりませんが、そこが全部チェックをすることになっていますが、このシステムについては特定個人情報の

対象ではないので、そのチェックの対象外ということですか。個人番号が入って
いなければ、普通の個人情報として従来の管理管轄でいいので、特定個人情報保
護の制度からは漏れてしまうのではないかと私は理解するのですが、ベンダーが
その辺について裏技として、そのようなシステムがあることを自治体に提案して
いるのではないかという見方もできるのですが、その辺はどうなのですか。

【情報システム課長】

大変申し訳ございません。非常に説明として難しくて申し訳ないのですがけれど
も、今回、団体内統合宛名システムもそうですし、各業務システムでも、先ほど
委員が言われたとおり、特定個人情報のデータというのは当然、どの業務がこの
業務になりますよというのはございますよね。ですので、例えば税のシステムで
あれば、この業務のここについてはこのデータが特定個人情報だよと認識されま
すので、仮に個人番号をコンピューターシステムの中で持たなかったとしても、
この業務が関連しているよということになりますと団体内統合宛名に入りまして、
そこで個人番号にかわる団体内統合宛名番号に置きかえられるというような状況
になります。したがって、仕組みという言い方がどうなのかというところで
すけれども、各業務システムの中ではそのような識別ができるようになっている
というお答えが分かりやすいと思います。的がずれていたら申し訳ございません。

【白石委員】

そちらで作っていただいた用語集みたいなものがございますよね。総務課で作
成されたのか分かりませんが。2枚とじの資料。2の番号法による定義（抜粋）
で、これ全部で3個法律ができたのだけれども、それを基に多分全部抜粋された
のだと思いますが、（3）特定個人情報という用語の定義があって、本当役所の
用語というは、難しくて読み切れないのですが、個人番号の後、括弧があり、3
行飛んで括弧とじ、この括弧の中を飛ばして読みますと、個人番号をその内容に
含む個人情報をいうというものが新たに制定された番号法第2条第8項による特
定個人情報です。この括弧の中の解釈だと思うのですが、個人番号に対応し、当
該個人番号、例えば私に12桁の何かの番号がついているとして、その12桁の
番号に代わって用いられる番号、これが団体内統合宛名番号、それから記号その
他符号、これは暗号化された中間サーバーに蓄積されるものであって、住民票コ
ード以外のものを含むというこの理解ということなのですか。実は弁護士といろ
いろ話をしている、今回の番号法と施行令は全くわからないと言っているのだ
す。ともかく日本語になっていないので、少し解釈をしていただきたい。細かい
話ですがすごく大事なところですよ。

【嶋田委員】

1つ質問です。システムの中にe-SUITEというのが使われているのですが、アメリカのプログラムですか、それとも日本のプログラムですか。その辺がよく調べてもわからないので説明して下さい。国が一番いいと選んだプログラムと理解していいのでしょうか。

【情報システム課長】

e-SUITEと申しますのは、先ほどから私が申し上げております、本市が採用しております基幹系システムの名称でございます。これは私どもが管理・運用を委託している先、ベンダーで作られている業務システムの総称がe-SUITEという名前でございます。特に国が用意したもの、他国が用意したものではなく、私どもが運用・管理を契約しているベンダーのシステムの総称ということでございます。

【嶋田委員】

そこを選定した理由は何ですか。

【情報システム課長】

情報システムの概略を簡単に説明いたしますと、平成18年度までは各課、業務毎で別々のシステムを採用していました。そうしますと、やはり統一性がないことから業務上不便なところもありまして、そこで当時の情報システム部門が統合化を図ろうということで、住民記録システムをベースとして税であり福祉であり、そのようなものを統合しました。その際にプロポーザルにて選定しております。もちろん本審議会にも諮らせていただいているところですが、それで採用されたのがe-SUITEというものを作っているベンダーでございます。こちらとは、通常長期契約、5年契約するのですけれども、採用に当たっては、私ども小金井市の情報関係の最高の決定機関でありますIT推進本部というのがございます。こちらで諮問いたしまして、5年契約では多少短いものですから、ツーサイクル、つまり10年利用するというところで平成19年度から運用が始まっているところでございます。

【嶋田委員】

ということは、別の良いシステムができて内部のコンピューターを含めてプログラム等、現行システムを使用しているため、変更はできないという理解でいいですか。

【情報システム課長】

変更できないかという話になりますと、そうではないと思っています。やはり5年、5年のスパンがございますので、次の5年のときにこのe-SUITEで

なければいけないかといいますと、そのようなことではないと思っております。

ただ、これは私の考えで申しわけないのですが、この番号制度が開始される、先ほど申し上げた情報連携が行われるのが平成29年というところでございます。このe-SUITEのベンダーとの契約は実はそのときに切りかえを迎えるのです。そうしますと、情報システムの立場としては、この番号制度、ようやくここまできたのに、そこでまたベンダーが変更になることは非常に業務的にリスクが大きいのではないかと考えております。ただ、逆に、次のベンダー、新たなベンダーになればもしかしたらもっと良いシステムになるかもしれませんし、コストダウンにつながるかもしれません。そこについては私の中では非常に頭の痛い問題でございます。したがって、今の段階では、契約期間中でございますのでe-SUITEを採用するというにはなっておりますが、次の契約時に同一ベンダーであるかについては、申し訳ございません、それは絶対ではないということです。

【仮野委員】

諮問書の説明が終わっていないのは諮問第29号以降ですか。

【情報公開係長】

現在、諮問第27号、諮問第28号を審議しておりますので、そうなります。

【仮野委員】

そうすると、諮問第29号以降についても関連するので説明をして欲しい。それから、私が今この2ページの資料を見ていて、今日改めて気づいたことは、本来この問題は本審議会に第三者点検が義務付けられているものではないことです。ただし、第三者点検を行うことを妨げるものではないという記載が国の特定個人情報保護評価指針にあったこと、さらに小金井市の社会保障・税番号制度対策本部で、第三者の視点により適正な評価を得ることが重要であるとの観点が示されたということから、本審議会に諮問することにしたということですね。今までの流れはそれでいいですね。

【情報公開係長】

はい。そうです。

【仮野委員】

大事なのはその後で、こうした趣旨を御理解の上、本審議会委員の我々は特定個人情報保護評価の基本理念である個人のプライバシー等の権利利益を保護の宣言の観点に基づき本案件を御審議いただければと存じますとあります。私が言いたいのは、本審議会に諮問されたことは良いことなのですが、これを1つ1つ全部やっていたら何時間あっても足りないので、皆さん、提案ですが、これらは全

て関連していますので、残りの諮問第29号、30号、31号、32号、33号までの説明を受けて、そこでどうするか考えませんか。つまり、今夜中に時間をかけて審議するのか、場合によっては日を改めるのか、そこはどうなるのかわかりませんがいかがでしょうか。諮問第27号、28号だけでは部分的で全体像が見えにくいと思います。

【会 長】

仮野委員から審議の流れについて貴重な御意見を頂戴しました。私も先ほどから時間との関連で考えておりまして、今、諮問の第27号、28号ですが、これは諮問の第29号、30号、31号、32号、33号を報告事項と含め、一括して説明いただかなければ、この会の閉会を宣するわけにいきませんので、総務課長が集約して、項目をはっきり宣しながら説明をお願いします。

【総務課長】

68ページ、諮問第29号「社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書）」及び104ページ、諮問第30号「社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（個人住民税に関する事務 重点項目評価書）」です。関連しておりますのでこの2件を一括して説明いたします。こちらは市民課、市民税課、納税課の案件でございます。

特定個人情報保護評価書とは、社会保障・税番号制度における個人情報保護対策の一つとして、実施機関が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する評価書でございます。今回、重点項目評価について、個人情報の観点や特定個人情報ファイルの対象人数や影響を考えて審議会に諮問するものでございます。

なお、本日資料の訂正並びに補足の説明がありますので、担当課長から説明いたします。

【市民課長】

諮問第29号、社会保障・税番号制度における特定個人情報保護評価書について（住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書）の一部ページの差し替えをお願いいたします。

【仮野委員】

資料の何ページになりますか。

【市民課長】

資料の92ページ、93ページでございます。差し替え後の資料につきまして

はお手元に用意をさせていただいております。

差し替え後、ページとしては3枚ございますが、まずは92ページ、93ページでございます。Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要の別添資料としてつけました別添1、特定個人情報ファイル記録項目のうち、(1) 住民基本台帳ファイルの「81 個人番号」が抜けておりましたので追記したものでございます。

【仮野委員】

92ページの当初は、80までしかなかったのですね。

【市民課長】

はい。「81番 個人番号」を追記したものでございます。引き続きまして95ページ、(3) 送付先情報ファイルのうち「16 市町村電話番号」、「20 交付場所郵便番号」が抜けていたため追記したものでございます。差し替えにつきましては、お手数をおかけします、どうぞよろしく願いいたします。

【仮野委員】

93ページ用の紙もありますが。

【市民課長】

93ページは、連動して次の番号の付番が1番ずつ繰り下がりますので、そのためにお付けしている資料でございます。

【情報システム課長】

先ほど総務課長からも説明いたしました、私から若干補足説明をさせていただきたいと思っております。まず、本市では、本番号制度を円滑に導入するために平成25年10月に小金井市社会保障・税番号制度対策本部を設置し、取り組んでいるところでございます。先ほど説明いたしました団体内統合宛名システムでもありましたとおり、個人番号、マイナンバーは社会保障・税及び災害対策分野の中で法律に定められたもののみ利用し、これ以外での利用は原則認められておりません。個人番号の保有に関しましては、番号法第26条及び第27条、特定個人情報保護評価に関する規則などにより特定個人情報保護評価の実施が定められているところでございます。この特定個人情報保護評価につきましては番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の一つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とし、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民、住民の信頼の確保を目的としているところでございます。具体的に申しますと、特定個人情報ファイルを保有しようとする者または保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための

措置を講ずること、さらに、このような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることをおのずから宣言するものと位置づけられているところでございます。本評価は、特定個人情報ファイルを保有する前までに実施することとされており、実施後、後ほど説明いたしますが、作成した評価書を国が設置する特定個人情報保護評価委員会に提出することとなっております。非常に分かりづらいかと思えますけれども、簡単に申し上げますと、特定個人情報ファイルの取扱い事務について、このファイルを保有する前までに本評価を行わなければならない、そういったことでございます。ではこの特定個人情報ファイルとは何かということとなりますけれども、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルまたは個人情報データベースなどを指すこととしています。分かりやすく申しますと、個人番号を含んだ個人情報の集まり、こちらのほうが分かりやすいかと思えます。

続きまして、特定個人情報保護評価の実施についての説明をいたします。評価を実施するに当たり、本市で取り扱っている業務データのうち、何が先ほど述べた特定個人情報ファイルに該当するか調査・確認を行いました。その次に、評価書の作成について説明をいたします。本評価の実施には、評価書の作成が定められております。作成に当たりましては、しきい値判断という判断基準に基づき作成しております。しきい値判断の基準につきましては、仮野委員も読み上げられた資料の3ページ、表題ですと「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について（資料）」です。こちらの3ページにこのような図がございます。これがしきい値判断の基準になってございます。図の記載のとおり、取り扱う個人情報ファイルの人数、特定個人情報ファイルの取扱者数及び過去1年以内の特定個人情報に関する重大事項の有無により次の3つの判定がされることとなります。この3つというのは、こちらのこの下、下段にあるこの判断になります。1つ目は基礎項目評価の実施、2つ目は基礎項目評価に加えまして重点項目評価の実施、そして最後に基礎項目評価に加え全項目評価の実施と、この3つに分けられます。この全項目評価というものが最も重い内容となっておりまして、地方公共団体では、全項目評価書については住民等の意見聴取を実施し、国の機関であります特定個人情報保護評価委員会へ提出する前に第三者による点検が必要と定められております。

本市では、所管課のみならず基幹系ベンダーの協力の下、対象人数等を確認し、判断をしたところでございます。その結果、本市では全項目評価に該当する業務はございません。ただ、重点項目評価に該当する業務が2つあり、本日諮問させていただいております住民記録関係、そして税関係、この2点になってございま

す。なお、特定個人情報保護評価委員会には、どの判定であっても提出することとなっているところでございます。先ほど仮野委員が読み上げられました、また、ただいま説明いたしましたとおり、全項目評価に該当しなければ特に諮問の必要はございません。しかしながら、本市といたしましては、市民の皆様に対しより丁寧な対応をとる必要があるという観点に立ちまして、本審議会への諮問を諮ることで調整してまいりました。諮問に当たりましては、円滑に進めていただく必要があるというところもございました。事前にお配りしました説明資料4ページのところです。こちら先ほど委員が読み上げられた内容でございますが、対策本部において重点項目評価書につきましては第三者の視点により適正な評価を得ることが重要であるとの観点から、情報システム課で市のシステムセキュリティの委託をしているベンダーがでございます。こちらに一度原課が作成した評価書をレビューしていただいております。そこで適切かどうかという判断をひととおりいただいております、それに基づきまして本日の審議会へ諮問を諮らせていただいておりますところでございます。

【仮野委員】

管理委託会社の点検レビュー結果はどのような結果だったのですか。つまり、重点項目評価書についての評価をしたわけですね。市の取組としては問題ないということになったのですか。

【情報システム課長】

お手元に資料があるかと思いますが、こちらのレビュー結果というものでございまして、住民基本台帳に関する事務、そしてもう一つが個人住民税に関する事務、この2種類でございます。それぞれ共通して1ページ目のところにレビューの内容というものがございまして、評価の観点ですとか評価の手続、そして次ページでは評価に際しての基準等、そして評価の判断基準ということで委託会社は原課が作成した評価書について点検してございます。この中で、私どもが拝見したところでは4ページのところに第2章、評価結果というのがございます。恐らく両方とも同じ4ページだと思われまして。こちらに結果一覧がございまして、適合性、妥当性というところの観点から双方の評価書については適切であるというような判断をいただいているところでございます。

【総務課長】

そうしましたら残りの諮問第31号、32号、33号は一括して説明いたします。諮問書147ページ、諮問第31号「基幹系住民記録システムについて」、151ページ、諮問第32号「住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について」、154ページ、諮問第33号「通知カード・個人番号カード関連事務の

委任について」です。市民課の案件でございます。156ページから資料をお付けしておりますので御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、市町村は全住民に個人番号を付番し、通知カードにより当該個人番号を通知することになります。それに伴い、個人情報の記録項目の変更が生じ、基幹系住民記録システムに個人番号が記載されます。個人番号等の情報が住民基本台帳ネットワークを介し、地方公共団体情報システム機構に送信されることとなり、オンライン結合する個人情報の項目が追加になります。また、通知カード・個人番号カードに係る事務のうち通知カードの作成・発送や個人番号カードの発行、個人番号カードの管理に関するコールセンターの設置等については、市区町村の事務の効率化や負担軽減の観点から、全市区町村が地方公共団体情報システム機構に一括して委任することができる旨が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令に規程され、本市においては委任することとしたところでございます。

以上のことから記録項目の変更及び省令の規程に基づく通知カード・個人番号カード関連事務の機構への委任について届出を行うものです。なお、機構への委任については、平成26年11月20日付けで都道府県の示す提出期限までに都道府県宛てに提出するよう通知があったため、平成26年12月3日付けで委任書を提出済みであることを申し添えさせていただきます。

【仮野委員】

委任に関してはもう通知済みなのですね。

【会長】

事務局からこの番号法関連の諮問案件、第27号から第33号まで根本的な法の趣旨から方法論、制度、評価、委託業者の契約内容の履行を含めて概要説明がありました。これは、番号法の諮問資料の53ページに平成27年10月にマイナンバーの付番・通知、平成28年1月にマイナンバーの利用開始、平成29年1月にマイ・ポータルを運用開始するとして、国が予定した実施日程計画というのが公表されているわけでございます。その関連で市も当然、平成27年10月のマイナンバーの付番通知という行政実務がもう本当に日読みで迫られているということを事務局からも会議に先立って説明を受けております。

したがいまして、今日、いろいろな重要な事項について貴重な点や不明と思われる点、資料全体を通して、読まないといけないこと等について、あらかじめお配りしている審議資料に目を通していただいた上で本日御参集していただい

ておりますが、これを今読み上げた番号法関連の諮問案件全てと、それに関連した報告の関連事案を含めて総括して御承諾をいただきたいと思っております。

しかし、残されたいろいろな問題点や疑念は、本日の御意見の中にも相当の御指摘があり、事務方もそれを認識されていますが、諮問第27号から33号に至る諮問案件の一括説明を受けたことに対して、逐次その途中で質疑応答が事務方と委員との間でありましたが、全体は御承諾いただき、疑念の残された点やもう少し細かく議論しなくてはならない点については、次回の審議会の席で取り上げる形でこの番号法の諮問案件と関連する報告事項の了承を得たいと会長は判断しておりますが、御同意いただけますでしょうか。

【仮野委員】

時間も迫っていますので、同意するしないの前にせつかく大事な機会ですし、委員一人一人の意見を聴いていただいて、その上で最終的な決定をしたらどうでしょうか。

私から言いますと、白石委員と少し意見が違うのですが、このマイナンバー制度が本当にうまく運用されれば、簡単に言えば脱税を防ぐなど、その他にもメリットはあると思います。いずれは住民基本台帳カードも廃止にすれば二重行政にならないのでいいと思うわけです。ただし、いろいろな問題点があることは私も承知していますが、国会で法律として既に承認されたものであり、ここで廃案にしると決めるわけにはいきませんし、ここは個人情報を守る審議会ですから、その観点から言うと、先ほど、小金井市は個人情報の漏えいを防ぐためにベンダーの勧めにより対応したという説明がありましたが、ベンダーの勧めではなく、小金井市独自の考えで選択したのなら良かったのですが、個人情報を大事に守るという意味で本審議会に諮問したことは大事なことだと私は思います。

最後に、これから実際の運用が間もなく始まっていくわけで、いろいろな問題が多く出てくるでしょう。その辺は白石委員の本を読めば詳しいことは分かることですが、本審議会の委員の立場から言いますと、番号制度を市が個人情報を守るために真剣に考えて、場合によっては国に意見を言うくらいの心構えで主体的に個人情報を保護していただくという条件付きで、私は一括承認したいと思いません。

他の委員の方の御意見は分かりませんので各々に聴いてください。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま仮野委員から貴重な御発言をいただき、会長としても非常に妥当な御意見と受け取りましたが、これに対して異議がありますか。本日これは全部認め

られないと言われても、本当に事務方も行政事務が止まってしまいます。国の法に基づく執行業務であり、そこを仮野委員が条件も示され、まとめに当たる内容を御発言いただきました。これを基本に審議会として御承認いただけないでしょうか。

【仮野委員】

待ってください。私の意見を余り会長が同意されても困りますので、他の委員の意見も聴いて下さい。

【土屋委員】

今から一人一人の意見を言うより、今、仮野委員や会長の御意見に反対があれば、意見を言っていただければいいのではないのでしょうか。私は、会長、仮野委員の意見で進めていただいて、もしどうしてもこの中身がもう少し聞きたいという方は、次のときにそのような時間をつくっていただければと思います。資料を送付いただいたときから、今日はおそらく時間が足りないと予測されるほどの量がありましたので、質問等、何かあれば次の機会にもう少し時間をとって行えばいいのではないのでしょうか。これらの案件は進めていかないといけないですし、滞ってしまってもしょうがないと思います。会長の御意見のとおり進めていくことで私はいいのではないかと思います。

【白石委員】

最初に申し上げたように、個人的にはこの制度については、非常に問題があるという意見を持っていますが、申し上げたように順を追って番号法が通り、政令、省令が公布され、準備段階に入っているという客観的な状況は分かっています。だけれども、小金井市の個人情報保護審議会という公的な機関として、やはり審議は尽くされていないと私は思っています。本当にこの制度自体、理解するのが本当に大変なのです。その中でプラス面、マイナス面、いろいろなことがあるわけです。少なくとも個人情報保護審議会であるとしたら、それについてはしっかりと審議はすべきだと思います。今日、私が承認をすることに手を挙げることはできません。個人としては判断を保留させていただくということを議事録にとどめていただきたい。そうでないと、例えば、後々何か問題が起こったときに、何だ、情報公開・個人情報保護審議会は税金をかけているのにその程度のものかとなってしまう。私たちは、謝礼ももらっているし、皆さんはこの時間まで超過勤務手当をおそらくいただいて、時間とお金をかけて行っている審議会の意味がないというのが私の意見ですから、会長裁定について反対はしませんが、個人的に判断は保留させていただきます。

【仮野委員】

これらの関係について、今後、審議会に諮問される案件というのがありますか。

【情報システム課長】

今回、団体内統合宛名システムということで諮問させていただきました。今後、連携していく中間サーバーがございます。こちらでは各自治体が保有する特定個人情報ファイルを複合的に取り扱います。これはなぜかと申しますと、例の東日本大震災のときに、被害に遭った自治体の情報が全部消えて業務が成り立たなかったということから、国において東日本と西日本のほうにそれぞれ中間サーバー・プラットフォームを用意することになっています。そちらのほうでデータを保有することになりますので、これにつきましては連携前までには審議会に諮問をさせていただく予定でございます。

【仮野委員】

いつまでにですか。

【情報システム課長】

連携する前までです。それから、情報システムの立場として1点申し上げたいのは、審議会の場でございますので、個人情報をいかに守っていくかということは非常に重要な状況だと私も認識してございます。これは今回の番号制度ができるからではなく、基幹系システム、通常の業務の中でも私どもはこのことについては注視しておりまして、ベンダーとも情報漏えいがないかということの確認はとってございます。今回この番号制度が導入されるに当たりまして、より厳しい対応が求められることとなりますので、今私の中で考えておりますのは、通常の職員セキュリティ研修、こういった中で、今度特定個人情報ファイルを取り扱うことに対する厳しさなどのそのような研修を来年度以降加えていき、周知を図りたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【会 長】

それでは、今日の番号法に関連する諮問第27号から第33号並びに関連する個人情報保有等届出状況の報告に関する関連議案について、説明と審議を相当慎重に行いました。先ほど御発言の白石委員の保留の意思表示も明確にございましたので、保留の御意見はお1人ございましたが、全体としてこの諮問議案、関連の審議を一括承認したいと思っております。

なお、本日はこの問題の内容の複雑性、新規性、その他関連する技術的な事項を含めまして、まだまだ我々委員自身がもっと精査をして、慎重にこの行政事務の執行に当たっていただくよう意見する公式の場がこの審議会でございます。今後において必要があれば審議案件に取り上げていただひて、関連する事項につひ

て慎重審議を別途続けたいと考えております。そのようなことでこの番号法関連の議案全てを本日承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。他に御意見等、特にならぬようですので、保留意見もあったということをお記いただきまして本案件は、番号法関連の諮問案件並びに報告案件全てを承認するというところでこの案件を終了したいと思っております。

それでは、最後にその他に移ります。事務局からその他の説明をお願いします。

【総務課長】

次回の日程でございます。次回の日程は、5月28日木曜日、同じく801会議室で6時からと会長と調整させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】

次回の日程について、会議室の関係で平成27年5月28日木曜日、午後6時から801会議室との提案がございましたが、よろしいでしょうか。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は9時を過ぎる夜分に至るまで、全ての委員の方々が非常に大事な議案につきまして時間をかけて慎重審議をいたしましたことを最後に会長から感謝申し上げます。

ただいまをもちまして審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —